

12月15日から31日までの運用変更について  
(ワクチン・検査パッケージを活用した島根県民に対する鳥取県プレミアムクーポンの配布について)

## 1 現状

島根県民の鳥取県内宿泊施設への宿泊及び島根県民の県内宿泊施設への宿泊については、宿泊料金の割引（補助率1/2、上限5,000円/1人/1泊）を適用していますが、島根県民に対する鳥取県のクーポン券については配布の対象としていませんでしたが、12月15日以降、要件を満たす場合に島根県民に対してもクーポンを配布することとなりました。

## 2 島根県民の鳥取県内宿泊・日帰り旅行に係る12月15日から31日までの運用について

A 12月15日以降に新たに加える宿泊割引のメニュー	B 以前からの継続宿泊割引のメニュー
<ul style="list-style-type: none"><li>・鳥取県内の旅行会社又は島根県内の旅行会社による県内宿泊旅行の場合又は島根県内の旅行会社の宿泊手配による県内宿泊の場合</li><li>・鳥取県内の旅行会社又は島根県内の旅行会社による県内日帰り旅行の場合</li></ul> <p>○ワクチン・検査パッケージ活用の確認</p> <p>①確認できた場合 宿泊割引、宿泊・日帰り旅行の割引の要件を満たすことを前提に宿泊割引の適用に加えて鳥取県プレミアムクーポンの配布</p> <p>②確認できなかった場合 <u>宿泊割引、宿泊・日帰り旅行割引は適用しない（鳥取県プレミアムクーポンも配布しない）</u></p>	<p>直接予約の場合又は鳥取県内の旅行会社の宿泊手配による県内宿泊の場合</p> <p>○ワクチン・検査パッケージ活用の確認</p> <p>①確認できた場合 宿泊割引の要件を満たすことを前提に宿泊割引の適用に加えて鳥取県プレミアムクーポンの配布</p> <p>②確認できなかった場合 <u>鳥取県プレミアムクーポンは配布しないが宿泊割引の要件を満たす場合には宿泊割引を適用</u></p>

○国の地域観光事業支援制度（国補助金）の活用による都道府県間の移動を含むツアーの実施や都道府県間の移動を伴う者に対する宿泊サービスの提供に対する割引の適用にあたっては、旅行者全員にワクチン・検査パッケージの活用が必須です。

○Aの場合については、12月15日から割引対象に加わる新たなメニューとなりますので、宿泊割引の適用においてはワクチン・検査パッケージ活用を条件とします。

○Bの場合については、これまで「#WeLove 山陰キャンペーン」の枠組みの中で要件を満たせば宿泊割引の適用（別財源を活用）を行ってきたところです。

これを踏まえ、Bの場合の取扱いについてはこれまでの運用を延長する形で経過的に12月15日から12月31日までの間については、ワクチン・検査活用が確認できなかった場合であっても割引要件を満たせば宿泊割引の適用（別財源を活用）するものとします。

- 
- ・令和4年1月1日以降については、島根県民、島根県民を問わず、旅行者全員にワクチン・検査パッケージの活用が必須となります。
  - ・ワクチン・検査パッケージ活用の確認は、単に宿泊当日に宿泊施設のフロントで旅行者のワクチン接種済証又は検査結果通知書（陰性）の提示をもって確認されたことにはなりません。
-